文例　１

最低賃金改正のお知らせ

●　高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」

を改正し、１０月１３日から施行することとしました。

　この決定により、１０月１３日以降分として労働者に支払う賃金は、

　1時間 ７３７円以上としなければなりません。

◎　最低賃金についてのお問い合わせ先

　　 高知労働局（賃金室）TEL ０８８－８８５－６０２４

　　　 または 各 労働基準監督署へ

文例　２

 最低賃金改正のお知らせ

平成29年10月13日から

高知県最低賃金は、

１時間　７３７円です。

☆ 最低賃金についての

お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

電話(088-885-6024）

または

各 労働基準監督署へ

文例３

最低賃金改正のお知らせ

●　高知労働局では、県内すべての労働者に適用される

 「高知県最低賃金」を改正し、10月13日から施行

 することとしました。

　この決定により、10月13日以降分として労働者

 に支払う賃金は、**１時間737円以上**としなければ

なりません。

☆　最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局　賃金室

電話　０８８（８８５）６０２４

または、各 労働基準監督署へ

文例４

最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、十月一三日から施行することとしました。

●この決定により、十月一三日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間７３７円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先

高知労働局　賃金室

℡０８８（８８５）６０２４

または、

各 労働基準監督署へ

文例５（欄外の場合）

高知県最低賃金は、１０月１３日から、１時間７３７円です　～高知労働局賃金室～